

## 高萩・高萩第2霊園一般墓地使用事項確認書

### 1. 使用場所

高萩・高萩第2霊園 日本式 第.....区画 第.....号

### 2. 使用の目的

霊園は、焼骨（分骨は除く）の埋蔵の目的以外に使用することはできません。

### 3. 永代使用料

使用料は、7,200,000円とし、使用許可を受ける際に納付してください。

また、いかなる場合も使用料は還付できません。

ただし、使用許可を受けた日から6か月以内に、使用場所の返還をしたときに限り、既に納付された使用料に2分の1を乗じた額を還付できます。

### 4. 霊園管理料

管理料は、年3,880円とし、毎年納入通知書を送付しますので、納期限までに納付してください。また、経済状況の変動等により管理料を変更する場合があります。

なお、管理料は使用開始または返還等が年度途中であっても、日割り計算はできません。

ただし、使用許可を受ける年度において使用許可を受けた日の属する月から年度終了までの期間が6月未満の場合の管理料は、年額に2分の1を乗じた額とします。

### 5. 使用の譲渡または転貸の禁止

使用の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、または転貸することはできません。

### 6. 届出等

次の各号のいずれかに該当する場合は、必ず環境衛生課に届け出てください。

- (1) 使用者の本籍・住所・氏名に異動が生じた場合
- (2) 使用者が死亡して、霊園を承継しようとする者がある場合
- (3) 焼骨を埋蔵または改葬しようとする場合

### 7. 使用場所の返還

一般墓地が不用になったときは、原状に復して環境衛生課に届け出てください。

### 8. 使用許可の取消

次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 高萩市霊園使用条例または施行規則に違反したとき。
- (2) 使用許可を受けた日から起算して2年を経過しても使用を開始しないとき。
- (3) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (4) 3年間管理料を納入しないとき。
- (5) 死亡した日から起算して3年を経過しても使用者の地位を承継する者がいないとき。
- (6) 住所不明になって7年を経過したとき。
- (7) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

### 9. 使用者の管理義務

使用者は、常に、その使用場所の清浄を維持してください。

また、墓碑等の転倒その他により、危険又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあるときは、速やかに修理その他必要な措置をしなければなりません。

市では、使用場所内の清掃、草刈は行いません。

### 10. 工事施工について

墓石等、霊園で工事を行う場合は、環境衛生課に届け出て承認を得てください。

なお、設備等の制限と条件は下表のとおりです。

#### (1) 設備等

設備等	墓碑	墓誌	地藏尊	カート	線香立	供物台	塔婆立	灯ろう	花立
数量	1基	1個	1基	1個	各1個			各1対	

#### (2) 施設の高さ等

区分	盛土等	囲障	墓碑	地藏尊	形象類	その他の 工作物	樹木	測定基準 点
高さ	0.60m 以内	1.00m 以内	2.32m 以内	1.50m 以内	2.00m 以内	2.00m 以内	2.00m 以内	使用墓地前 の通路面

以上のことを確認し、一般墓地の使用を申し込みます。

令和 年 月 日

署名

印